

穀梁傳の君主觀

——君權強化の論理と背景——

吉田 篤志

はじめに

春秋時代は『史記』の「十二諸侯年表」に代表される封建的な小都市國家群から形成され、戰國時代に入ると、「六國表」に見える諸國に秦を加えた七強國が互いに覇權を争い、より廣域の領土國家ともいえる國家群を形成していた。その後、これらの諸國家は秦によって統一され、中國史上初の統一國家が出現し、漢代に到って經濟の發達や領土擴張などと相俟って、諸制度の整備や思想の統一などがおこなわれ、集權國家としての地盤が強固となるわけである。

かゝる國家體制の推移は、當然のごとく國君に對する價值觀の相違にも現われてくる。春秋戰國における國君は身分的には諸侯であり、實際に權威は失墜していたとはいえ、周王が天子としての名目を保持していたわけである。ところが秦漢に到ると國君＝天子という概念に變り、君主の一元的支配が堅固となり、國君としての重要度は増加してくる。『春秋』にしばしば諸侯の出兵が記録されているのに對し、漢代に君主の出兵がなかったのは、國家と國君との結附きの比重にも關係し、春秋時代には國家の存亡にかかわれば、君主といえども國を逐われるが、漢代には國君は國家と命運を共にし、その結附きの比重

は高い。これは漢代の君主の進退が春秋時代の諸侯に比較して、國家の衰亡に大きくかわつていた證左といえよう。

『穀梁傳』の君主觀は、『春秋』に現われた諸侯を對象にしているわけであるが、『春秋』に書かれた史實としての諸侯の行爲との間には、少なからぬ懸隔があり、『穀梁傳』の『春秋』解釋が主觀的なものであることはいうまでもない。しかし、この主觀的解釋の裏にこそ、かく解釋せねばならぬ歴史的背景が反映されていることを見逃してはならない。以下、前述の國家體制の推移に伴う君主觀の相違を念頭におき、『穀梁傳』の君主觀がいかなる時代背景を反映したものか考察していく。

一

『穀梁傳』に次のような一群の記述例がある。

① 晉殺其大夫里克。(僖公十年)

團稱國以殺、罪累上也。

② 晉殺其大夫丕鄭父。(僖公十一年)

團稱國以殺、罪累上也。

③ 衛殺其大夫元咺、及公子瑕。(僖公三十年)

團稱國以殺、罪累上也。

① 團晉殺其大夫陽處父。(文公六年)

團稱國以殺、罪累上也。

② 團陳殺其大夫慶虎、及慶寅。(襄公二十三年)

團稱國以殺、罪累上也。

③ 團衛殺其大夫甯喜。(襄公二十七年)

團稱國以殺、罪累上也。

これらは何を意味するのか。それを解明する前に、『穀梁傳』に見える類似の事例を探ってみる。

① 團鄭殺其大夫申侯。(僖公七年)

團稱國以殺大夫、殺無罪也。

② 團陳殺其大夫泄冶。(宣公九年)

團稱國以殺其大夫、殺無罪也。

③ 團衛人殺祝吁于濮。(隱公四年)

團稱人以殺、殺有罪也。

④ 團齊人殺無知。(莊公九年)

團稱人以殺大夫、殺有罪也。

⑤ 團宋人殺其大夫。(文公七年)

團稱人以殺、誅有罪也。

⑥ 團晉人殺其大夫士穀、及箕鄭父。(文公九年)

團稱人以殺、誅有罪也。

右の中、①②の傳は無罪の大夫を殺したもので、③から⑥は有罪の大夫を殺(誅)したものと明言している。いずれも大夫が殺された事例であるが、無罪と有罪とに分別する根據は、經における「人」字の有無であり、「人」字が有れば正當な殺で、無ければ不當な殺とみなすわ

けである。では不當な殺の主謀者は誰か。①は『公羊傳』にも「國を稱して以て殺すは、君 大夫を殺すの辭なり」と、君(鄭伯)が大夫(申侯)を殺したものとみなし、②は『穀梁傳』に「君 泄冶に愧ぢて、其の言を用ふるに能はず。而して之を殺す」と、陳の靈公が殺したことを明言している。

では、なぜ無罪の申侯が鄭伯に殺されねばならなかったのか。『左傳』によれば、鄭伯は齊の主幸した首止の盟(僖公五年)に参加せず、に逃げ歸つたために、齊の桓公は鄭伯を伐とうとする(僖公六年)が、それを恐れた鄭伯は申侯を殺して齊に申し開きをする。鄭伯が申侯を殺した理由は申侯が召陵の盟(僖公四年)に陳の轅濤塗との約束を破つて齊の桓公に取り入つたために、轅濤塗は鄭伯に申侯を中傷し、鄭伯は齊への申し開きの口實として申侯を殺してしまふわけである。この史實によれば、申侯は鄭伯に罪を得たことにはならない。

また、②の泄冶が殺された経緯を記す左・穀二傳によれば、靈公は公寧(公孫寧)・饒行父らと夏徽舒の母の夏姫に密通し、夏姫の肌着を身に付けて朝庭で戯れていたために、大夫の泄冶に「公卿淫を宣さば、民效ふこと無からんや。且つ聞令からず。君其れ之を納れよ」(左傳)、「國人をして之を聞かしめば、則ち猶可なり。仁人をして之を聞かしめば、則ち不可なり」(穀梁傳)と諫められるが、逆に妬まれて殺されてしまふ。この史實によれば、泄冶には何ら罪はなく、むしろ正論を以て君を諫めた忠臣といえよう。

こうした史實に基づけば、①②に「殺無罪」を明言することは理解できる。翻つて④から⑥の場合を見ると、經の語順は①②と同様でありながら、「殺無罪」の變りに「罪累上」を呈示する理由は何か。「罪累上」の意味を検討してみる必要がある。

「罪累上」の「罪」を大夫殺しの罪、「上」を君主とすることに異論はないと思ふが、問題は「累」をどのように解釋するかである。そこで「穀梁傳」に見える「累」字の意味を探ってみることにする。「累」字はこの六例の他に、③の「公子瑕累也」(僖公三十年)や④の「慶實累也」(襄公二十三年)、また⑥の「鄭父累也」(文公九年)、さらに次の各事例にも散見する。

⑦ 國宋督弑其君與夷、及其大夫孔父。(桓公二年)
團知其累之也。

⑧ 國齊仲孫來。(國公元年)
團其言齊、以累桓也。

⑨ 國葬許悼公。(昭公十九年)
團許世子止不知管樂、累及許君也。

⑩ 國盜殺衛侯之兄輒。(昭公二十年)
團目衛侯、衛侯累也。

これらの「累」字を含む傳の意味を略説すると、③の公子瑕は元恒の、④の慶實は慶虎の、⑥の箕鄭父は士穀の、⑦の孔父は與夷の巻き添え(連累)、あるいは禍が延き及ぶ(延及)の意味であり、⑧は子般を弑して齊に出奔した仲孫(慶父)に(莊公三十二年)、齊の國名を繋けることによつて、仲孫を受け入れた齊の桓公をも子般殺しの罪にかかわらせる(累坐)の意味であり、⑨は許の世子が毒味の作法を知らなかったことにより、許君に毒殺の禍がふりかかつたという意味で、「累及」と熟語になつてゐることからも、「及ぶ」「ふりかかる」の意味が明瞭になつてゐる。⑩は「衛侯」と明記することによつて、兄を盗から保護することができなかった衛侯を、兄殺しの罪にかかわらせる(累坐)の意味である。

「穀梁傳」に見える「累」字がかく解釋できるとすれば、「罪累上」の「累」も累坐・累及の意味から外れるものではなからう。では「罪累上」の意味はといえば、大夫を殺した罪が君主にかかわる、あるいは及ぶと解釋でき、君主に罪を着せるといふも過言ではあるまい。これは大夫殺しの主謀者が必ずしも君主だけとは限らず、大夫を殺した者が君主以外におり、その罪を君主に轉嫁することである。かような解釋は、當時としてはかなり忌憚すべき解釋ではなかつたらうか。④から⑥の「穀梁傳」は、すべて冒頭にこの解釋を呈示し、君主に對する罪を明確に主張する。かく解釋される理由は何か。いかなる背景のもとになされたのか。また、罪を着る君主は誰か。これらの疑問を解明するために、暫く④から⑥の事例ごとに詳説してみたい。

二

④ 國晉殺其大夫里克。(僖公十年)

團國を稱して以て殺すは、罪上に累^キぶ。里克二君と一大夫とを弑せり。其の「累上」の辭を以て之を言ふは何ぞ。其の之を殺すに其の罪を以てせざればなり。其の之を殺すに其の罪を以てせざるは奈何ん。里克の爲めに弑する所は、重耳の爲めなり。夷吾曰く、「是れ又將に我を殺さんとするか」と。故に之を殺すに其の罪を以てせざるなり。

この傳が罪を着せるのは夷吾(惠公)であり、その理由を、里克が奚齊・卓子の二君を弑し、大夫の荀息を殺したにもかかわらず、經に「累上」の書法を用いて里克の罪を問わないのは、重耳(文公)を麗姬(左・公二傳は麗に作る)の陰謀から保護するためであつた。然るに夷吾は奚齊・卓子と同様に己も殺されると思つて里克を殺したからとす

る。これが有名な麗姫の陰謀に端を發した晉の御家騒動で、傳はこの麗姫の陰謀を以下に載せるが、長くなるので省略した。この麗姫の陰謀が起きたのは僖公四年のことであるが、夷吾が里克を殺した経緯を詳記する『左傳』を見ると、以下のとおりになる。

晉の獻公の夫人となつた麗姫は、己の生んだ奚齊を嫡嗣に立てんとして陰謀を企て、世子申生を自殺に迫りやり、重耳と夷吾とを譖言して國外に出奔させる(僖公四年)。その後、獻公が卒すると、里克や丕鄭らは重耳を納れんとして謀叛を起こし、奚齊・卓子及び荀息を殺してしまふ。ところが、當時の盟主であつた齊の桓公が乗り出してきたため、夷吾は齊の隰朋を介在して秦に賂し、その援助を受けて重耳よりも先に歸國する(僖公九年)。そこで周公忌父らに擁立されて晉侯として即位し、里克を殺し、内亂の主謀者として諸侯に告げる(僖公十年)。

ところで、夷吾が里克を殺した動機は何か。三傳(僖公十年)に就いてその動機を選出してみると、

是れ將に我を殺さんとするか。(穀梁傳)

子微かりせば則ち此に及ばざらん。然りと雖も子は二君と一大夫とを殺せり。子の君たる者、亦難からずや。(左傳)

爾既に夫の二孺子を殺す。又將に寡人を圖らんとす。爾の君たる者、亦病しからずや。(公羊傳)

ということになる。三傳は字句に多少の異同はあるが、いずれも奚齊・卓子の二の舞になることを恐れたこととしている。しかし、里克の二君殺しは、麗姫の陰謀から重耳を保護するために起こしたもので、夷吾までも殺そうとは思つていなかったものとみられる。この夷吾の動機が罪を着る理由になつたものであろう。

⑩ 晉殺其大夫丕鄭父。(僖公十一年)
團國を稱して以て殺すは、罪上に累ぶ。

殺された丕鄭父は里克の仲間であるのに、里克と同時に殺されなかつた理由は、『左傳』によると、夷吾の歸國を援助した秦への賂が遅れたため、丕鄭父が謝意を伝える使者として秦に向かっていたことによる。丕鄭父が殺された経緯は、『左傳』によれば、里克が殺されたことを聞いた丕鄭父は、秦の加勢を得て、夷吾を追い出して重耳を納れようと謀るが、夷吾の臣下の卻芮に見破られて逆に殺されてしまふ。この丕鄭父殺しの罪を夷吾に着せるのも、⑩と⑪とが一聯の事例であることによる。

⑪ 衛侯殺其大夫元咺、及公子瑕。(僖公三十年)

團國を稱して以て殺すは、罪上に累ぶ。是を以て君を訟ふと爲すなり。衛侯外に在り。其の「累上」の辭を以て之を言ふは何ぞ。其の殺すを待ちて後に入れはなり。公子瑕は累なり。辱を以て卑に及べり。

公子瑕が殺されたのは、前述の「累」字の解釋によれば、元咺の巻き添えになつたことになる。傳は二人を殺した罪を衛侯(成公)に着せ、その理由を、元咺が殺されたのを待つて歸國したからとする。『公羊傳』は「衛侯未だ至らず。其の國を稱して以て殺すは何ぞ。道に殺せばなり」と、成公が歸國の途中で殺したものとし、『左傳』は「衛侯 周・治塵に賂はしめて曰く、苟くも能く我を納れば、吾爾をして卿たらしめんと。周・治 元咺と子適(公子瑕)・子儀とを殺す。公入りて先君を祀る」と、成公が大夫の周・治塵とに殺させてから歸國したものとす。三傳によれば、成公は元咺が殺された時點では國外にいたことになる。確かに、僖公二十八年に「晉人 衛侯を執へ

て之を京師に歸す」とあり、ここに到るまで京師に捕えられていたことがわかる。京師に捕えられた理由は、◎の「訟君」と關係があり、これについては左・公二傳に詳しい。

『左傳』によれば、成公の弟の叔武（夷叔）は、成公が約束の時期よりも早く歸國したのを聞き、喜びのあまり洗髮の最中にもかかわらずに走り出てきた。ところが前驅として乗り込んできた公子猷犬らに射殺されてしまう。これを見た成公は叔武に抱いていた疑念を拂拭するが、成公の命を守り、叔武をもちたてて國を守っていた元咺は、叔武殺しを成公の罪として晉に訟え、その裁きを求める。その結果、成公は敗れて京師に捕えられ、元咺は歸國して公子猷を立てる（僖公二十八年）。

『公羊傳』によれば、晉の文公は衛に道を借りて曹を侵そうとするが、成公に断られる（僖公二十八年春）。これを怨んだ文公は成公を逐って叔武を立てんとするが、叔武は己れが辭して他人を立てば、成公の復位が實現できないことを恐れ、已むを得ず攝位し、踐土の會（僖公二十八年五月）に成公の復位を取り計らう。その結果、成公は歸國することができ、叔武の攝位を篡奪とみなして殺そうとする。元咺は成公と争って叔武の無罪を辯護するが、成公が聞き入れずに殺してしまつたので晉に出奔する（僖公二十八年冬）。

左・公二傳の經緯に多少の異同はあるが、元咺が成公と争って晉に訟えた行爲は、いずれも叔武のためとしている。とすれば、◎の「訟君」も元咺が成公を訟えたものとみてよく、三傳は同様の史實を踏まえていることがわかる。『穀梁傳』はこの「訟君」を成公に罪を着せる理由にしている。

① 國晉殺其大夫陽處父。（文公六年）

國を稱して以て殺すは、罪上に累ぶ。襄公已に葬る。其の「累上」の辭を以て之を言ふは何ぞ。君言を漏せばなり。……夜姑殺す者なり。夜姑の殺すこと奈何ん。曰く、晉將に狄と戦はんとし、狐夜姑をして軍に將たらしめ、趙盾之に佐たり。陽處父曰く、「不可なり。古に君の臣を使ふや、仁者をして賢者に佐たらしめ、賢者をして仁者に佐たらしめず。今趙盾は賢にして夜姑は仁なり。其れ不可ならんか」と。襄公曰く、「諾」と。夜姑に謂ひて曰く、「吾れ始め盾をして女に佐たらしむ。今女盾に佐たれ」と。夜姑曰く、「敬して諾ふ」と。襄公死せり。處父、竟上の事を主とる。夜姑人をして之を殺さしむ。君言を漏せばなり。

この傳が罪を着せるのは襄公であるが、襄公は既に卒して葬られており、この時には靈公が後を繼いでいるはずである。然るに、ことさらに襄公に罪を着せるのは、「漏言」によるといふのである。その「漏言」とは、陽處父の進言を襄公が狐夜姑（左・公二傳は夜を射に作る）に漏したことで、進言の内容は、狐夜姑の軍隊における地位を將軍から補佐役に入れ替えることである。かくして襄公が死ぬと、陽處父を怨んでいた狐夜姑は、會葬に集る諸侯を國境に迎えていた陽處父を殺してしまふことになる。

この「漏言」の説話は『公羊傳』にも見えて、以下のとおりである。君將に射姑をして將たらしめんとす。陽處父諫めて曰く、「射姑は民衆説ばず。將たらしむべからず」と。是に於て將を廢す。陽處父出でて射姑入る。君射姑に謂ひて曰く、「陽處父言ひて曰く、射姑は民衆説ばず。將たらしむべからず」と。射姑怒り、出でて陽處父を朝に刺して走る。（文公六年）

これによると、襄公は陽處父の諫言をそのまま狐射姑に漏らしたことになる、①よりも「漏言」としての事実が明瞭に現われており、その諫言の内容も、「民衆説ばず」などは、①の仁者・賢者の譬えに比べて狐射姑の怨みを買うに十分である。

『左傳』は陽處父の殺された理由を、陽處父は趙盾の父の趙衰（成季）の臣下であったことから、趙盾に味方して狐射姑（賈季）と趙盾との中軍における地位を入れ替え、趙盾を上位に置いて狐射姑に怨まれたためとする。さらに「書して晉 其の大夫を殺すと曰ふは、官を侵せばなり」（文公六年）と、經の書法を問題にして、かく記される理由を陽處父の越權行爲のためとする。

『公羊傳』にも「射姑殺さば、則ち其の 國を稱して以て殺すは何ぞ」（文公六年）とあり、三傳いずれも經の書法を問題にしているわけであるが、『左傳』だけがその理由を陽處父の「侵官」に求め、襄公の「漏言」に觸れていないのは、公・穀二傳と異なる資料に依據したものであろうか。それとも倫理基底の差異によるものであろうか。このことは暫く留保するとして、要するに、①は『公羊傳』と同様の「漏言」を、襄公に罪を着せる理由にしている。

⑨ 國陳殺其大夫慶虎、及慶寅。（襄公二十三年）

國陳を稱して以て殺すは、罪 上に累ぶ。「慶寅」とは、慶寅は累なり。

慶寅は慶虎の巻き添えによって殺されたもので、傳はこの二慶殺しの罪を陳の哀公に着せるが、その理由を記さない。そこで二慶が殺された経緯を記す『左傳』を見ると、以下のとおりである。二慶に陥れられて楚に出奔していた哀公の弟の公子黄（穀梁傳は光に作る）が（襄公二十年）、己の無罪を楚に訴えたために、二慶は楚に呼びつけら

れ、代理に慶樂を往かせたところが殺されてしまったので、哀公が楚に出向いていた隙に謀叛を起こして陳に立籠ってしまふ。楚の屈建が哀公に従って陳を包圍すると、陳人は防戦のために城壁を築くが、構築の板が落ちて死人が出たため、人夫頭を殺し、勢に乗じて二慶をも殺してしまふ、公子黄を歸國させる（襄公二十三年）

これによれば、二慶殺しは陳人の仕業ということになるが、②がその罪を哀公に着せるのは、襄公二十年の「陳侯之弟光、出奔楚」の『穀梁傳』にヒントが見える。

諸侯の尊、弟兄 屬を以て通するを得ず。其の「弟」と云ふは、之を親とするなり。親として之を奔らしむるは、悪めばなり。

がそれであり、これは諸侯は尊い身分であるから、たとえ兄弟であっても「兄」「弟」の稱謂は許されないが、「陳侯之弟光」と「弟」を書くのは、身内として親愛するからであり、身内としておきながら光を出奔させたのは、哀公を悪んだから、というものである。この傳の意味するところは、哀公が二慶の光への中傷を辨ずることができずに楚に出奔させたことに對する非難であろう。光の出奔は二慶の謀叛を招き、竟には二慶殺しの事態に及ぶわけである。かく見てくると、⑨が哀公に罪を着せる理由は、かような事態を招いた責任に求めていることがわかる。

⑩ 國衛殺其大夫甯喜。（襄公二十七年）

國陳を稱して以て殺すは、罪 上に累ぶ。甯喜 君を弑せり。其の「累上」の辭を以て之を言ふは何ぞ。嘗て大夫と爲りて、之と公事を涉れり。甯喜 君に由りて君を弑す。而るに君を弑するの罪を以て之を罪せざるは、獻公を悪めばなり。

この傳が罪を着せるのは獻公であり、その理由を「君に由りて君を

弑す」に求める。すなわち、甯喜が君を弑したのは獻公の依頼によるというのである。傳が甯喜の弑君の罪を不問に附しているのはそのためである。甯喜に弑された君は殤公⁽⁹⁾であり、襄公二十六年の「衛の甯喜 其の君則を弑す」がそれである。では獻公の依頼によって殤公を弑した甯喜が、なぜ獻公に殺されねばならなかったのか。この背景には衛の王位繼承にまつわる経緯がある。

襄公十四年に「衛侯 齊に出奔す」とあり、『左傳』は、獻公がその無禮な振舞に立腹した孫林父(孫文子)・甯殖(甯惠子)らに追われたものとし、その結果、「衛人 公孫剽を立つ。孫林父・甯殖 之を相けて、以て諸侯に聽く」(襄公十四年)と、剽が殤公として即位する。その後、獻公は弟の鱄(子鮮、『穀梁傳』には專に作る)を仲介として甯喜に歸國を確約させ、孫林父を追い、殤公(子叔)を殺させて歸國する(襄公二十六年)。歸國後に甯喜が政權を恣にしていたので、獻公はこれを患えていたところ、臣下の公孫免餘が甯喜を殺さんことを請うたので、獻公は「甯喜微かりせば、此に及びじ。吾之と言へり。事未だ知るべからず。祇に惡名を成さん。止めよ」(襄公二十七年)と、一旦は制止するが、免餘が「臣之を殺さん。君與り知ること勿かれ」と、獻公に責任を負わせぬというので、甯喜殺しを許してしまう。甯喜が殺されたことを知った弟の鱄は、獻公の無道を嘆いて晉に出奔する(襄公二十七年)。この鱄の出奔を問題にするのが公・穀二傳である。

『公羊傳』は鱄の出奔を⑩の事例と併せて解釋し、以下の説話を載せる。

衛の甯殖 孫林父と衛侯を逐うて公孫剽を立つ。甯殖病みて將に死せんとし、喜に謂ひて曰く、「公を黜くるは吾が意に非ず。孫氏之を爲せり。我れ即し死なば、女能く固く公を納れんや」と。

喜曰く、「諾」と。甯殖死す。喜立ちて大夫と爲り、人をして獻公に謂はしめて曰く、「公を黜くるは甯氏に非ず。孫氏之を爲せり。吾れ公を納れんと欲するは何如ん」と。獻公曰く、「子苟くも我を納れんとすれば、吾れ請ふ子と盟はん」と。喜曰く、「盟を用ふる所無し。公子鱄をして之を約せしめん」と。獻公 公子鱄に謂ひて曰く、「甯氏將に我を納れんとす。吾れ之と盟はんと欲す。其の言に曰く、盟を用ふる所無し。公子鱄をして之を約せしめよ。子固く我が爲めに之を約せよ」と。公子鱄辭して曰く、「夫れ羈縻を負ひ、鉄鎖を執り、君に従ひて東西南北するは、則ち是れ臣僕庶孽の事なり。夫れ言を約して信を爲すが若きは、則ち臣僕庶孽の敢て與かる所に非ざるなり」と。獻公怒りて曰く、「我を黜くる者は甯氏と孫氏とに非ず。凡て爾に在り」と。公子鱄已むを得ずして之と約す。已に約す。歸り至りて甯喜を殺す。(襄公二十七年)

これによると、甯喜が獻公に歸國の件を持掛けたのは、父の甯殖の命によるのがわかり、襄公二十年の『左傳』にも、この甯氏父子の會話を載せている。この獻公歸國劇の裏で重要な役割を演じたのが公子鱄である。鱄が一旦は甯喜との約言を断つた理由は、「僕臣庶孽」の與ることではないからとしているが、何注に「鱄 獻公の詐き多きを見て、敢て保はず」というごとく、實際には獻公に對する不信感から断つたものと推測できる。このことは『左傳』に「君信無し。臣免れざるを懼る」(襄公二十六年)と述べていることからわかる。この鱄の豫測は見事に的中し、歸國後、獻公は約束に背いて甯喜を殺し、鱄は出奔してしまうことになる。それ故に、『左傳』に「我を逐ひし者(孫林父)は出で、我を納れし者(甯喜)は死せり。賞罰 章無し。

何を以て沮み勸めん。君其の信を失ひて、國に刑無し。亦難からずや。且つ鯀實に之を使しむ」(襄公二十七年)と、鯀の嗟嘆を載せて、獻公に對する慙恚の氣持ちを表す。

『殺梁傳』は「衛侯之弟專、出奔晉」(襄公二十七年)について以下のように述べる。

專は喜の徒なり。專の喜の徒たるは何ぞ。己れ急に其の兄を納ると雖も、人の臣と謀りて其の君を弑す。是れ亦君を弑する者なり。專其の「弟」と曰ふは何ぞ。專は是の信有る者なり。君の路喜に入らずして喜を殺す。是れ君喜に直ならざるなり。故に晉に^①出奔す。約を邯鄲に織りて、身を終ふるまで衛を言はず。專の去るは、春秋に合す。

これは專に弑君の汚名を被せながら、經に「衛侯之弟專」と「弟」を書くことによつて、前述の「陳侯之弟光」と同様に專に對する親を示したものとみる。その理由は、專が出奔したことは、仲間の甯喜に對する「信」(誠實)があったからで、獻公が歸國を約した甯喜に路も與えずに殺したのは、甯喜に對して「不直」(不誠實)であつたからとし、專の出奔を『春秋』の教義に合するものとして稱贊する。

三傳を通じていえることは、獻公が歸國の工作を專と甯喜とに依頼したのに、歸國後は甯喜の專横を恐れて殺してしまい、それに對する專の抗議が出奔となつて表われたことである。これは三傳が獻公に批判的な態度をとるからであるが、『左傳』が免餘の說話を載せて甯喜殺しの制止を説いているのは、心情的には獻公の罪を軽減するものであろう。三傳の中で獻公に一番厳しい態度をとるのは『殺梁傳』であり、弑君の行爲が獻公の依頼によることを述べて「獻公を惡む」と斷じ、甯喜殺しの不當性を強調するために專の出奔を贊美し、かつ獻

公の行爲を「不直」と斷ずる。かく見てくると、獻公に罪を着せる理由が理解できよう。

三

以上、左・公二傳と比較しながら④から⑥の君主に罪を着せる理由を見てきた。そこでさらに、これらがいかなる點を重視しているのか検討してみると、④⑤⑥は、里克・丕鄭父・甯喜が弑君の罪を負つてゐるのに、夷吾や獻公は賊として討伐することができず、逆に里克や甯喜の弑君の行爲を待望していた觀がある。獻公のごとき、自ら弑君の策を甯喜に授けたわけであるから、甯喜に對する討賊の名目が立たない。然るに、夷吾は里克の目的が重耳擁立にあり、己も奚齊・卓子の二の舞になることを恐れ、獻公は歸國後の甯喜の專横を患え、大夫殺しの事態を招くことになる。こうした夷吾や獻公の行爲は君主の恣意による專殺(討賊に對していう)であり、これが非難される要因である。

⑦は、元咺が成公の臣下でありながら叔武殺しを大國の晉に訟え、また成公の出入國の際にも、成公の入國には出國、出國には入國という不臣の行動をとるが、これらの行爲を非難の對象とはせず、むしろ君主たる者が臣下に訴訟され、これに怨恨を抱いて殺害に及んだことの非を重視し、元咺殺しを私怨による專殺とみなしている。

⑧は、「漏言」の說話の前に「上泄らさば則ち下聞し、下聞さば則ち上聞えす。且つ聞し且つ聞えされば、以て相通すること無し」と、君臣間の「漏言」に伴う弊害を當時の諫言として載せ、說話の後に「士辟(隣)を造(慙)めて言ひ、辭を詭りて出づ。曰く、我を用ふれば則ち可ならん。我を用ひされば則ち其の徳を亂すこと無かれ」と、

臣下は君主と密談して他人には偽って事實を造げず、己が意見を君主が採用すればよいが、採用しなければ、漏言して君主としての行爲(德行)を亂さぬように、と忠告している。かくのごとく、説話の前後に密談の重要性を論じることによって、襄公の安易な漏言によって、かくも臣下に禍害が及んだことを強調したものである。

⑥は、哀公が權臣の二慶の專横を抑制できず、弟の光を楚に出奔させてしまい、これを夷狄の楚に頼って解決せんとし、竟には二慶の死を招くことになる。このような哀公の態度は君權喪失の何ものでもなく、こうした君臣間の秩序の亂れを重視したものである。

かく、君主に罪を着せる要因が了解できたことと思う。そこでさらに要約すれば、④⑤⑥は君主の恣意、私怨に對する非難、⑦は君主の安易さに對する非難、⑧は君主の無能に對する非難といえよう。これらは『穀梁傳』の抱く君主像を基準に判断したものであるが、左・公二傳に比較するとかなり厳しい評價になっている。こうした『穀梁傳』の態度は、視點を變えて見れば、君權強化の要請に應えたものではないか。君主の非を譏貶することによって君權の強化を示唆し、尊の原理に基づく支配秩序の安定を齎らすことが『穀梁傳』の理念に合致するものではないか。かような推論が許されるならば、「罪累上」の解釋は、君權強化の要請に應えたパラドックスともいえよう。

四

『穀梁傳』が君權強化の要請に應えたものであるならば、それは戦國末から秦漢にかけての、周封建制から中央集權體制への過程における時代の趨勢を反映したものといえよう。さらにいえば、集權的權力支配やショーヴィニズムのイデオロギーを内包した國家主義的社會を

背景にしているともいえよう。このことは『穀梁傳』の漢代的思想から見れば首肯されるべきものであろう。この漢代的特徴については先學によって指摘される⁽¹⁶⁾ところであり、それを要約すれば、秩序の原理が道徳を離れて法に移行し、法家的傾向が強く現われているというところである。しかし、法家的傾向が濃厚になることによって儒家思想が希薄になるわけではなく、法・儒兩思想が混在した形をとって現われている。これは時の支配權力の要請に適合したからであらうか。王霸雜揉を説く宣帝にとっては最適な指導理念となり、この時期に『穀梁傳』が俄かに顯彰されることになる。

では、『穀梁傳』が國家主義的社會を背景にするものであれば、その論據ともなるべき事例を提示せねばなるまい。そこで國家主義の本質ともいべきものを考えた場合、上下の從屬關係に現われる尊尊の原理に基づく支配イデオロギーであることを指摘できると思う。『穀梁傳』に家族道徳よりも君臣間の秩序を優先して「親親を以て尊尊を害せず」(文公二年)というのも、國家主義の本質を現わしたものと見えよう。そこで暫く『穀梁傳』に見える尊尊の原理を探ってみることにする。

端的な例として、『穀梁傳』冒頭に見える隱公の讓國についての論理がある。それによれば、讓國は「善」ではあるが「不正」とし、その理由を

春秋は義を貴びて惠を貴ばず。道を信ばして邪を信ばざるなり。孝子は公の美を揚げて、父の惡を揚げず。先君の 桓に與へんと欲するは、正に非ず。邪なり。然りと雖も、既に其の邪心に勝ちて以て隱に與ふ。己れ先君の邪志を探りて、遂に以て桓に與へんとせしは、則ち是れ父の惡を成すなり。兄弟は天倫なり。子と爲

りては之を父に受け、諸侯と爲りては之を君に受けしなり。己れ天倫を廢して君父を忘れ、以て小惠を行ふを、小道と曰ふなり。隱の若きは、千乗の國を輕んずと謂ふべし。道を蹈むは則ち未だし。(隱公元年)

と説明する。「父の惡を成し」「兄弟の倫(順序)を廢し」「君父(の命)を忘れて小惠を行」おうとしたことが、「不正」の理由とされている。「義を貴びて惠を貴はず」の「義」は「正」のことで、「惠」は范注にいうごとく「私惠」のことであれば、義(正)を貴ぶことは公的な問題ということになる。『公羊傳』に「公の意を成す」「隱の立つこと桓の爲めに立つなり」(隱公元年)といい、『左傳』に「是を以て隱公立ちて之を奉ず」(先經の傳)「攝なり」(隱公元年)というのは、隱公に對する態度が好意的であり、家族的な倫理性を認める立場をとるからであるが、『穀梁傳』が隱公の行爲の倫理性は認めながらも、繼承すべき當然の位を繼がなかつた點において認めず、「不正」として厳しい立場をとるのは、公的な「義」、すなわち尊尊の原理を重視するからである。

このように支配秩序の紊亂につながる行爲は、動機はいかにかかわりなく容認できないのである。これは『穀梁傳』が責任倫理を提唱するからであり、『公羊傳』が心情倫理を重視するのと對立する。例えば、宋襄の仁で有名な襄公の行爲にしても、『公羊傳』は「君子列を成さざるに鼓せざるを大なりとす。大事に臨みて大禮を忘れず」(僖公二十二年)と稱贊する。この襄公の禮に徹した態度は、個人的な心情としては理解できるが、君主としての責任という點においては容認できないものであろう。『穀梁傳』が「宋公茲父(襄公)卒」(僖公二十三年)について

茲父の葬いはざるは何ぞ。民を失へばなり。其の民を失ふは何ぞ。其の民を教へざるを以て戰はば、則ち是れ其の師を棄つるなり。人君と爲りて其の師を棄つ。其の民孰か以て君と爲さんや。

と非難するのも、この責任倫理の立場をとるからである。國家的立場から見れば、個人の志向や道徳的心情などは顧慮されないのである。大夫の專斷についても公・穀二傳の解釋は異なる。例えば、「宋人執鄭祭仲」(桓公十一年)の『公羊傳』に、

宋人 之を執ふ。之に謂ひて曰く、「我が爲めに忽を出して突を立てよ」と。祭仲 其の言に従はざれば、則ち君必ず死し、國必ず亡ぶ。其の言に従はば、則ち君は生を以て死に易ふべく、國は存を以て亡に易ふべし、少遠く之を緩かにせば、則ち突故す出すべくして、忽故す返すべし。是れ得べからずんば則ち病まん。然る後に鄭國を有たん。古人の權有る者、祭仲の權是れなり。

と。これは鄭の忽(昭公)と突(厲公)との王位繼承をめぐる紛争で、宋の莊公が外甥の突を後繼者にと望み、忽を擁した祭仲を捕え、大國の威勢をかさに着て脅迫したのに對し、國家の利害を考えた祭仲は、ひとまず莊公の要求に屈し、忽を生かして鄭の存立をはかり、忽の復歸の機會を待つというもので、四年後の桓公十五年に「鄭伯突 蔡に出奔し、鄭の世子忽 鄭に復歸す」と、祭仲の適宜な處置は成功する。しかし尊尊の原理に基づけば、史實の結果にかかわらず、祭仲の處置は容認できないことになる。

君臣間の秩序を重んずる『穀梁傳』は、「突歸于鄭」(桓公十一年)について

「突」と曰ふは、之を賤しむなり。「歸」と曰ふは、易くするの辭

なり。祭仲 其の事を易くす。權 祭仲に在ればなり。君の難に死するは臣の道なり。今、惡を立てて正を黜く。祭仲を惡むなり。突の歸國が容易にできたのは權力が祭仲にあつたからであるが、庶子である突を立てて嫡嗣である忽を逐つた行爲は君臣の道から外れたものとし、「祭仲を惡む」と嚴しい貶辭を與える。

また大夫の專斷を記したものに「晉士匄帥師侵齊。至穀聞齊侯卒乃還」(襄公十九年)がある。これは晉の士匄が君命を受けて齊を伐ちに向い、途中穀(齊の地)まで至つた時に齊の靈公の死去を聞いて軍隊を引き返したというもので、これについて、『公羊傳』は「其の喪を伐たざるを大にするなり」と、經の「還」字を禮に合した善辭として解釋し、士匄の措置を稱揚する。これは「喪を伐つを諱む」(襄公二年)という道德的見地からすれば當然ともいえよう。では、君命を廢したことについてはいかなる解釋を施すかといえ、大夫 君命を以て出づれば、進退は大夫に在り」と、國外における大夫の裁量權を承認する。これも祭仲の權變と同様の目的合理的な觀點から論斷したものである。これに對して『穀梁傳』は

「還」とは、事未だ畢らざるの辭なり。命を受けて誅す。生死に其の怒を加ふる所無し。喪を伐たざるは、之を善みせり。之を善みせば則ち何爲ぞ未だ畢らざる。君は小事を尸らず。臣は大名を專にせず。……士匄 外に君命を專にすればなり。故に之を非れり。

と、君命を受けて誅伐するのであるから、誅伐すべき相手の生死にかわりなく受命者の感情(怒)を加へない。もし相手が死ねば誅伐を中止するのが正禮であるから、「喪を伐たざる」ことは禮に合した「善」とみる。さらに「善」としながらも事の成就しない「還」字を現わし

たことによつて、士匄が國外で君命を專にした行爲を貶責する。かく『穀梁傳』が大夫の專斷を非難する理由は、君主廢立や君命の違背にあり、尊尊の原理を重視していることがわかる。

次に、國家主義的社會の一要素たる排外思想、いわゆる攘夷について一瞥したい。『公羊傳』の攘夷が熾烈であることは既に指摘されており、「春秋、其の國を内として諸夏を外とし、諸夏を内として夷狄を外とす」(成公十五年)と、魯を中心とした三重構造の夏夷觀念を持つことは、周知のとおりである。では『穀梁傳』はいかなる解釋を施しているのか。以下にいくつかを例擧してみる。

○公 戎を濟西に追ふ。(莊公十八年)
 ○其の 戎の我を伐つと言はざるは何ぞ。公の之を追ふを以て、戎をして我に邇つけしめざればなり。

○楚人・陳侯・蔡侯・鄭伯・許男 宋を圍む。(僖公二十七年)
 ○「楚人」は楚子なり。其の「人」と曰ふは何ぞ。楚子を人とするは、諸侯を人とする所以なり。諸侯を人とするは何ぞ。其の夷狄を信じて中國を伐つを正しとせざればなり。

○楚子 陳に入る。(宣公十一年)
 ○「入」は、内 受けざるなり。……何を以てか受けざる。夷狄をして中國を爲めしめざればなり。

○鄭伯髡原 會に如く。未だ諸侯に見へず。丙戌、操に卒す。(襄公七年)

○鄭伯將に中國に會せんとす。其の臣 楚に従はんと欲す。其の臣に勝たず。弑せられて死す。其の 弑を言はざるは何ぞ。夷狄の民をして中國の君に加へしめざればなり。

○夏五月甲午、遂に傅陽を滅ぼす。(襄公十年)

圖「遂」は、直遂なり。其の「遂」と曰ふは何ぞ。中國を以て、夷狄に従はしめざればなり。

圖晉 鮮虞を伐つ。(昭公十二年)

圖其の「晋」と曰ふは、之を狄にするなり。其の之を狄にするは何ぞ。其の夷狄と交々中國を伐つを正しとせざればなり。故に狄として之を稱す。

これらのほとんどは、楚を夷狄視する輕蔑の意識から發したものであり、『穀梁傳』の夷狄觀の一端を窺い知ることができる。

この攘夷思想が國家主義的社會的特質といわれる理由は、集權國家としての勢威の維持や擴張に努める結果、攻撃的・侵略的性格を内在することになるからである。夷狄に對する憎惡や輕蔑の意識はこのために生ずるわけである。このことは、攘夷思想と中華思想とが一律背反ではなく、表裏一體の關係にあることを物語る。

『穀梁傳』の漢代的傾向という觀點に立てばその攘夷思想は、武帝の對匈奴戰略の理論的支柱にもなり得るわけであるが、當時の情勢としては、董仲舒らによる『公羊傳』の顯彰により、『穀梁傳』の登場は宣帝の甘露三年(前五二)の石渠閣の論議を俟つことになる。ただ宣帝期の政治状況は内政問題に目が向けられ、對匈奴戰略は匈奴側の和親策によって消極化の方向にあった。しかし集權國家である限りは、夏夷觀念が潜在的に作用していたことは十分に考えられる。

結語

國家主義的社會の内包する尊尊の原理と排外思想とが濃厚に現われているという事は、『穀梁傳』が漢代集權國家を背景に形成されたことを裏證している。かゝる見地に立つて④から⑥の事例を見た場合、

④⑤⑥が非難する君主の恣意・私慾は、隱公の讓國における小惠、宋襄の仁における個人的心情と同様に、公的立場を重視する尊尊の原理に基づいており、⑥が陳の哀公の楚に頼つた行爲を無能と見るのも、攘夷の意識が働いていたからに他ならない。

かく見てくると、漢代の思想が『穀梁傳』の君主觀に反映していると見ても、あなたがち不當な推論ともいえない。「罪累上」が漢代的解釋であれば、その目的が君權の強化にあったことは疑い得ない事實であり、また、かゝる解釋を施さねばならぬ必然性があつたわけである。

では、『穀梁傳』が漢代に形成されたものならば、その具體的な成立期を何時に定めたらよいか。この問題は『公羊傳』の成立期を考慮に入れなければならぬが、その定説を見ない今日、適確な判断は下し難いが、『公羊傳』に先立つことはなく、遅くとも宣帝期までに成立したことは確實であらう。ただ、古文獻に共通する層累的性格からすれば、先秦期(戰國中期以降)の思想も含んでいると見なければならぬ。このことは、『穀梁傳』の原初解釋たる原傳と、その後に加えられた補充的附加傳とからなる傳文構造からも察することができる。ただ、このことが細密な考察を要することはいうまでもないことで、この問題については稿を改めて論じたい。

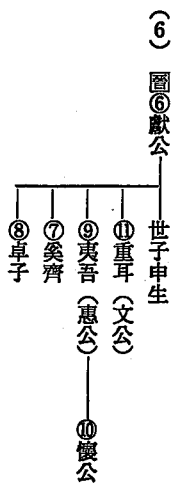
注(一)『禮記』曲禮下に「國君去其國、止之、曰奈何去社稷也、大夫曰奈何去宗廟也、士曰奈何去墳墓也。國君死社稷、大夫死衆、士死制」と。鄭注に春秋傳を引いて「國滅君死之、正也」と。鄭注に引く春秋傳は、襄公六年の『公羊傳』で、經の「齊侯滅萊」を「曷爲不言萊君出奔、國滅君死之、正也」と解釋するのがそれである。これは『禮記』や『公羊傳』の漢代的解釋とみてよからう。

- (2) 襄公二十三年の「晉人殺欒盈」の「殺梁傳」には、「惡之弗有也」とあるだけで、「人」字が有るのに「殺有罪」を明言しない。これについて柯邵彦は、「衛人殺祝吁」(隱公四年)、「齊人殺無知」(莊公九年)の場合、みな「稱人以殺」の解釋を施すが、欒盈と士句とは臣下同士の殺し合いで、君を殺した州吁(祝吁)や無知の比類ではないから、「稱人以殺」の解釋を施さない。しかし入りて亂を起こすことは、人々の同様に惡むことであるから、晉の人々から棄てられることになったのである。「弗有」とは、晉の人々が欒盈を大夫とみなさないことである(春秋穀梁傳注)卷十二)と説明している。今、柯説の是非を検討する邊はないが、とりあえず参考として提示しておく。

(3) 『左傳』は仲孫を齊の大夫と見る(閔公元年)。

- (4) 周知のことではあるが、「累」字の本字は「繫」で、その源義は糸で縛って整える意といわれ、延いては「しぼる」「かかわる」「わずらわす」等の係累・連累の意味にも用いられ、借用されて「かさなる」(この意味の本字は「案」といわれる)の意味にも使われる。また『公羊傳』に「及者何。累也」(桓公二年・莊公十二年・僖公十年)とあるように、「及ぶ」「つらねる」等の延及の意味にも用いられる。

(5) 僖公九年の「冬、晉里克殺其君之子奚齊」、十年の「晉里克弑其君卓及其大夫荀息」がそれである。

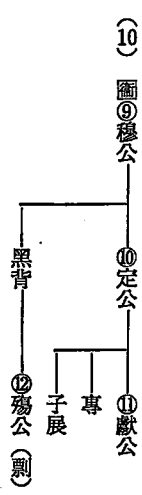


(7) 或訴元咺於衛侯曰「立叔武矣」。其子角從公。公使殺之。(僖公二十八年)

(8) 『公羊傳』がこの説話の前後に「……衛侯之罪何。殺叔武也。何以不

書。爲叔武諱也。春秋爲賢者諱。何賢乎叔武。讓國也。「此晉侯也。其稱人何。貶。曷爲貶。衛之禍、文公爲之也。……」と述べているのは、讓國の賢者叔武を褒めると共に、晉文に對する非難を主な目的としているからである。

(9) 『左傳』に「陳侯之弟黃出奔楚。言非其罪也」(襄公二十年)と、黃の無罪を述べるが、出奔の責任を哀公に負わせてはいない。



(11) ⑩の「以是爲訟君也」の范注に「衛侯雖有不德、臣無訟君之道。元咺之罪、亦已重矣」と。僖公三十年の「衛侯鄭歸于衛」の『公羊傳』に「此殺其大夫。其言歸何。歸惡乎元咺也。曷爲歸惡乎元咺。元咺之事君也。君出則已入、君入則已出。以爲不臣也」と。何注に指摘のごとく、「君出則已入」は「晉人執衛侯、歸之于京師。衛元咺自晉復歸于衛」、「君入則已出」は「衛侯鄭自楚復歸于衛。衛元咺出奔晉」のことであり、いずれも僖公二十八年に見える。

(12) 『墨子』に「臣下重其爵位而不言。近臣則暗、遠臣則險」(親士)と。『晏子春秋』に「近臣嚙、遠臣瘡」(内篇諫上)、「朝居殿則下無言、下無言則上無聞矣。下無言則吾謂之瘡、上無聞則吾謂之嚙。瘡瘡、非害國而如何也」(内篇諫下)と。また『說苑』正諫・政理にもほぼ同様の文が見える。これらは『穀梁傳』と同様の語意で、當時の君臣間の不通を戒める常套語であつたらしい。ただ『晏子春秋』と『說苑』とは「殿」(殿し過ぎること)についての諫言であり、『墨子』も「漏言」については語らない。

(13) 「辟」「造」の解釋は『經義述聞』(卷二十五)に従つた。

(14) 『易』に「君不密則失臣、臣不密則失身、幾事不密則害成。是以君子

慎重而不出也」(鬻辭傳上)とあるのは、『穀梁傳』と同様に言語の慎重周密なるを説いたものである。

(15) 夙に本田成之氏「經學史上に於ける穀梁家の地位」『内藤博士選齋記念支那學論叢』所收、重澤俊郎氏「穀梁傳の思想と漢の社會」『支那學』一〇—二等の研究がある。また、日原利國氏「白虎觀論議の思想史的位臆づけ」『漢魏文化』六號、『漢代思想の研究』295—312頁に石渠閣論議における穀梁學の興隆を論じている。

(16) 町田三郎氏「秦漢思想史の研究」221—239頁に、宣帝の王霸雜揉と『穀梁傳』の顯彰について詳論されている。

(17) 日原氏「春秋公羊傳の研究」99—146頁に、心情倫理に關聯して『穀梁傳』の責任倫理にも論及している。

(18) 權とは經(原則・規範)に對する概念で、現實の事態に即應して臨機應變に對處することである。ただし「經に反して然る後に善有る者」(桓公十一年)という條件つきである。『公羊傳』の權については、日原氏前掲書216—234頁に詳しい。

(19) 日原氏「公羊傳の夷狄觀——神なき倫理——」『東洋學術研究』一七一—一、前掲書295—296頁。

(20) この解釋については、拙稿「穀梁傳の入者内弗受也をめぐって」『東方學』第七二輯、參照。

(21) 「遂」は事のついでに行うときの辭であるから、傅陽の事例は、前例の「公會晉侯・宋公・衛侯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子・齊世子光會吳于柤」(襄公十年春)のついでに行われたこととなる。とすれば、柤の會は吳が主體に行われたものであるから、傅陽の事例も吳が主體になるわけであるが、傳は傅陽の事例をも諸侯(中國)が夷狄の吳に従ったことを嫌ひ、「甲午」と日を改めることによつて、吳を除く諸侯の行爲のごとくしたものと見る。この傳の解釋からすれば、「其の遂と曰ふは何ぞ」は、鍾文蒸(穀梁補注)の指摘のごとく「其

の曰いふは何ぞ」とすべきであろう。

(22) この事例の前に「楚子伐徐」(昭公十二年)とあれば、「交々中國を伐つたことは、この二例を指したものと見られる。とすれば、『穀梁傳』は徐や鮮虞を中國とみなしている。

(23) 『漢書』の宣帝紀や儒林傳に、石渠閣において公・穀二傳の是非を處置し、穀梁春秋の博士を立てたことが見える。

(24) 『漢書』宣帝紀に「(神爵二年)匈奴の單于、名王を奉獻せしめ、正月を賀して始めて和親す」とあり、以下黃龍元年に到るまで、しばしば匈奴が臣と稱して來朝したことが記録されている。

(25) 公・穀二傳の先後については、諸説紛紛として定説を見ないが、私見は『穀梁傳』後出説を正解とする。